

2021年4月16日に書いてある内容を少し変えました。変えたところは赤い字で書いています。

出入国在留管理庁（入管 Immigration Services Agency）からのお知らせ

新しいコロナウイルスへの対策で、日本に帰ることができなかった「永住者」の人のために、特別なルールを作りました。

【特別なルール】

もともと「永住者」の人で、日本に帰ることができなかった人は、「定住者」の査証（ビザ visa）をもらって、日本に来れば、空港で、「永住者」の在留資格がもらえます。

★再入国許可が、2020年1月1日から、「日本に入ることができるようになった日」から6か月を過ぎてから「入管が決める日」までの人は特別なルールを受けられます。（再入国許可の期限＜＝使うことができる最後の日＞が1月1日から後の人）。

★査証（ビザ visa）は、大使館や領事館で、もらいます。日本に入れるようになってから、入管が決める日までに、書類を出してください。大使館や領事館で査証（ビザ visa）をもらうために書類を出すときに、永住者だったと言ってください。そうすれば、「定住者」の査証（ビザ visa）がもらえます。

★「日本に入ることができるようになった日」は、あなたが今住んでいる国や地域で決まります。↓を見てください。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005848.pdf>

★「入管が決める日」は、その日のだいたい3か月前までに入管のホームページでお知らせします。↓を見てください。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005848.pdf>

★査証（ビザ visa）の手続に必要な書類は、下の外務省のページを見てください。

https://www.mofa.go.jp/about/emb_cons/over/multi.html